

介護老人福祉施設（ユニット型）料金表(R3.10.1現在)

< 1 割 >

(単位：円)

利用者段階	所得要件	資産要件	介護度	基本料金	加算料金				居住費	食費	1日につき	1ヶ月合計 (30日換算)
					個別機能 訓練加算 Ⅰ	サービス 提供体制 加算Ⅱ	看護体制 加算ⅠⅡ	夜勤配置 加算Ⅱ				
第1段階	高齢福祉年金受給者 で、世帯全員が市町村民 税非課税の方  生活保護受給者の方	預貯金等が 1,000万円以下 の方	要介護1	652	12	18	4	18	820	300	1,824	54,720
			要介護2	720							1,892	56,760
			要介護3	793							1,965	58,950
			要介護4	862							2,034	61,020
			要介護5	929							2,101	63,030
第2段階	世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が80万 円以下の方	預貯金等が650 万円以下の方	要介護1	652	12	18	4	18	820	390	1,914	57,420
			要介護2	720							1,982	59,460
			要介護3	793							2,055	61,650
			要介護4	862							2,124	63,720
			要介護5	929							2,191	65,730
第3段階	① 世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が80万 円超120万円以下 の方	預貯金等が550 万円以下の方	要介護1	652	12	18	4	18	1,310	650	2,664	79,920
			要介護2	720							2,732	81,960
			要介護3	793							2,805	84,150
			要介護4	862							2,874	86,220
			要介護5	929							2,941	88,230
	② 世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が120 万円超の方	預貯金等が500 万円以下の方	要介護1	652	12	18	4	18	1,310	1,360	3,374	101,220
			要介護2	720							3,442	103,260
			要介護3	793							3,515	105,450
			要介護4	862							3,584	107,520
			要介護5	929							3,651	109,530
第4段階 (非該当)	上記以外の方	上記以外の方	要介護1	652	12	18	4	18	2,006	1,445	4,155	124,650
			要介護2	720							4,223	126,690
			要介護3	793							4,296	128,880
			要介護4	862							4,365	130,950
			要介護5	929							4,432	132,960

【その他の加算料金】

(単位：円)

初期加算	30 /日	入所時、又は30日以上入院後に退院した場合。30日を限度とする
外泊時費用	246 /日	1月に6日を上限とする
療養食加算	6 /食	1日につき3食を限度とする (主治医師の指示により療養食の献立表が作成され、食事の提供が行なわれる方)
若年性認知症利用者受入加算	120 /日	若年性認知症の方に対し、個別担当者を決め必要に応じたサービス提供を行う場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記の基本料金・加算料金の合計に8.3%を乗じた金額	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	上記の基本料金・加算料金の合計に2.3%を乗じた金額	

★その他の利用料金

(単位：円)

預り金管理費	500 /月	小遣い等の小額な現金を管理し、入居者及びご家族のご要望により、出納管理をおこないます
理容料	2,000 /回	散髪を希望される方
家電使用料	500 /月	個人的な家電(TV等)を使用する場合
残置物処分料	2,000 /回	退居等に際し、残置物の処分を希望される場合
その他の料金	教養娯楽費・消耗品代等は、その都度実費負担となります	

\* 上記金額は目安の金額であり、表の合計金額と実料金とは一致しない場合があります。

\* 食費は1日に1食でも提供した場合には、1日分の負担金となります。また、外泊時でまったく提供しなかった場合、食事負担はありません。

\* サービス内容等の詳細は、利用契約書・重要事項説明書をご確認下さい。

\* 居住費・食事に関しては、下記による減額制度があります。

~~~~~ 介護保険負担限度額認定証 ~~~~~

居住費・食費に関して、ご利用者様の世帯状況や年金収入等の状況に応じて4段階に区分されており、市町村へ申請することにより第1段階から第3段階までの軽減措置を受けられることがあります。

特別養護老人ホーム

世矢の里

〒313-0023

茨城県常陸太田市亀作町481-1

TEL 0294-70-2220 FAX 0294-74-2290